

## 平成27年門真市教育委員会第3回定例会

開催日時 平成27年3月27日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名委員の指名   |
| 日程第2  | 会期の決定  |
| 日程第3  | 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について<br>(平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について)               |
| 日程第4  | 承認第2号 臨時代理による事務処理の承認について<br>(平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について)               |
| 日程第5  | 承認第3号 臨時代理による事務処理の承認について<br>(平成27年度門真市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用について) |
| 日程第6  | 承認第4号 臨時代理による事務処理の承認について<br>(門真市立学校管理職人事について)                        |
| 日程第7  | 承認第5号 臨時代理による事務処理の承認について<br>(門真市教育委員会事務局人事について)                      |
| 日程第8  | 承認第6号 臨時代理による事務処理の承認について<br>(懲戒処分に関する大阪府への内申について)                    |
| 日程第9  | 議案第15号 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について                                 |
| 日程第10 | 議案第16号 門真市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則の制定について                                |
| 日程第11 | 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について  |
| 日程第12 | 議案第18号 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について                                |
| 日程第13 | 議案第19号 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について                       |
| 日程第14 | 議案第20号 門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について                                   |
| 日程第15 | 議案第21号 門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定                                    |

		に関する規則の廃止について
日程第16	議案第22号	門真市教育委員会文書管理規程の一部改正について
日程第17	議案第23号	門真市立図書館協議会委員の任命について
日程第18	議案第24号	平成27年度門真市教育の重点について
日程第19	議案第25号	平成27年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について
日程第20	議案第26号	門真市子ども・子育て支援事業計画の策定について
日程第21	諸報告	

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席委員

委員長	長澤 信之
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
教育長	三宅 奎介

事務局出席職員

学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
こども未来部長	河合 敏和
学校教育部次長	山口 勘治郎
生涯学習部次長	山田 益夫
こども未来部次長	大矢 宏幸
学校教育部総括参事	満永 誠一
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課長	上甲 尚
学校教育部学校教育課参事	成田 明子
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	岩佐 美奈子
生涯学習部生涯学習課長	牧藪 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
生涯学習部図書館長	西中 敏美
こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども未来部こども政策課参事	森 房子

こども未来部子育て支援課長 三宅 聖子  
こども未来部保育幼稚園課長 森田 邦裕  
こども未来部  
こども発達支援センター長 宮下 勝仁

長澤委員長 開会宣告 午後2時  
(藤原定壽委員長職務代理者が欠席であるが、構成員の過半数以上が出席しているため会議成立)

日程第1 会議録署名委員の指名  
  
長澤委員長より 磯和 均 委員を指名

日程第2 会期の決定  
  
本日1日と決定

日程第3 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について)  
説明者 丹路スポーツ振興課長

議案書2ページ「繰越明許費」をご覧願います。

款、教育費、項、保健体育費の(仮称)市立総合体育建設事業の1億円の繰り越しは、(仮称)市立総合体育館建設に伴う工事の入札不調に伴い、事業完了に日数を要するため27年度に繰り越すものでございます。

本来ならば、教育委員会議の議決を得た上で、市長に対し申し出を行うところではありますが、緊急やむなく、教育長が本事務を臨時に代理いたした関係上、ご承認をお願いいたします。

[全委員異議なく、承認]

日程第 4

承認第 2 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について)

説明者 丹路スポーツ振興課長

議案書 4 ページをご覧ください。

款、教育費、項、保健体育費の670万円の追加は、体育館建設工事の積算単価等の再検討に必要な実施設計変更業務委託料を計上いたすものでございます。

本来ならば、教育委員会議の議決を得た上で、市長に対し申し出を行うところではありますが、緊急やむなく、教育長が本事務を臨時に代理いたした関係上、ご承認をお願いいたすものであります。

[全委員異議なく、承認]

日程第 5

承認第 3 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成27年度門真市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用について)

説明者 上甲学校教育課長

議案書 5 ページをご覧ください。

27年度配置校、配置教員は一覧のとおり、小学校は四宮小学校、脇田小学校、北巢本小学校、五月田小学校、門真みらい小学校の5校、中学校は第二中学校、第三中学校、第四中学校、門真はすはな中学校の4校でございます。

[全委員異議なく、承認]

日程第 6

承認第 4 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市立学校管理職人事について)

説明者 藤井学校教育部長

教育委員会議の議決を得た上での辞令交付をすべきところではありますが、緊急やむなく、教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたします。

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

#### 日程第 7

承認第 5 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市教育委員会事務局人事について)  
説明者 藤井学校教育部長

教育委員会議の議決を得た上での辞令交付をすべきところではありますが、緊急やむなく、教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたします。

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

#### 日程第 8

承認第 6 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(懲戒処分に関する大阪府への内申について)  
説明者 藤井学校教育部長

懲戒処分に関する大阪府への内申につきましては、教育委員会議の議決を得た上で、すべきところではありますが、緊急やむなく、教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたします。

懲戒処分の対象となる事実といたしましては、門真市立大和田小学校木村剛臨時主事が、自宅からデジタルカメラを持参し、視聴覚準備室の書棚の中にカメラを設置し、27年2月9日、10日、

12日、13日に6年生女子児童の更衣の様子を盗撮を行いました。

このことから、大阪府教育委員会は、木村剛臨時主事に対して免職処分を決定し、それを受けて、27年3月23日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づき、大阪府教育委員会へ懲戒免職処分についての内申をいたしたものです。

長澤委員長： 本来なら、秘密会で行うところですが、新聞報道がされていますので、公の場で行っています

[全委員異議なく、承認]

## 日程第9

議案第15号 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

説明者 西岡教育総務課長

議案書20ページをご覧ください。

協議の内容につきましては、まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、新「教育長」は教育委員会の補助機関でなくなることから、補助執行の規定から教育長の規定を削除されるものであります。

また、27年4月1日から「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法等の一部改正により、放課後児童健全育成事業の開始の届出等に係る事務及び地域型保育事業の認可等に係る事務並びに「子ども・子育て支援法」の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等並びに業務管理体制に係る届出等に係る事務について、教育委員会事務局職員が実施することになることから、地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会へ委任及び補助執行を適用するにあたって協議を行うものであります。

具体的に委任される事務といたしましては、3. 新たに委任する事務についてをご覧ください。

1点目は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正す

る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、改正された児童福祉法で新たに規定された市長の権限に属する事務2点目は、子ども・子育て支援法に規定された市長の権限に属する事務が委任されます。

また、委任される事務のうち、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条第3号に規定する分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収等については、補助執行とするものでございます。

次に、議案書21ページ、4. 補助執行させる事務から事務委任へをご覧ください。

補助執行している事務のうち、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第5条第2項の規定により、本市が処理することとされた放課後児童健全育成事業に係る事務の執行について、整備法による児童福祉法の改正に伴い都道府県知事の権限であった当該放課後児童健全育成事業に係る事務が、市町村長の事務となったため、この事務を補助執行から教育委員会に事務委任され、補助執行する事務から削除されるものであります。

なお、委任及び補助執行の開始時期は、27年4月1日からとし、経過措置として、補助執行の規定から教育長の規定を削除することの効力については、現在の教育長が委員としての任期を満了するまでの間は従前のおりとするとしております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第10

議案第16号 門真市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則の制定について

説明者 三宅子育て支援課長

議案書22ページをご覧ください。

本条例は、児童福祉法の改正により、国、都道府県、及び市町村以外の者が、放課後児童健全育成事業を行う際に、市長村長に届け出ることにより、事業を行う事が出来る旨があらたに規定されたことに伴い、その届け出に際して、必要な様式等を定めるものでございます。

規則の主な内容であります。議案書23ページをご覧ください。

第1条は、規則の趣旨を規定しております。

第2条は、事業の届け出について規定しております。

第3条は、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めることとしております。

次に、附則といたしまして、本規則の施行日を27年4月1日としております。

なお、24ページから26ページに具体の様式について、それぞれ規定しております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第11

議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

説明者 西岡教育総務課長

本規則につきましては、27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、関係規則の整備を行うものでございます。

議案書28ページからをご覧ください。

第1条 門真市教育委員会傍聴人規則では、「委員長」と記述されている部分を「教育長」へ改正いたします。

次に、第2条門真市教育委員会公印規則では、まず、3-2大阪府門真市教育委員会印と5-3大阪府門真市教育委員会事務局生涯学習部長之印の保管者を生涯学習部地域教育文化課長から生涯学習部生涯学習課長へ字句整備を行うものでございます。

また、4大阪府門真市教育委員長印及び4-2大阪府門真市教育委員長職務代理印を削除し、新たに大阪府門真市教育委員会教育長職務代理者印にするものでございます。

次に、第3条門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則では、第1条は、法律改正に伴う字句の整備、第4条では、教育長が事務の管理及び執行の状況について、教育委員会に報告しなければならない事項を追加いたしました。

最後に、第4条門真市教育委員会会議規則、第5条門真市教育委員会請願処理規則及び第6条門真市教育委員会公告式規則につ



きましては、主に法律改正に伴う条数の変更と「委員長」から「教育長」への字句変更をするものでございます。

なお、附則といたしまして、本規則の施行日を27年4月1日とし、経過措置として、現在の教育長が委員としての任期を満了するまでの間は改正前の各規定は、なおその効力を有するとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第12

議案第18号 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正について

説明者 西岡教育総務課長

本規則改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴う、字句整備等を行うものでございます。

議案書39ページからをご覧ください。

第1条では、法律改正に伴う、条数の変更をしております。

別表では、まず、こども政策課の分掌事務の幼保一体化施策を子ども・子育て支援施策に、保育園を保育所にし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等に関すること及び地域型保育事業の認可等に関することを追加しております。

次に、子育て支援課の分掌事務では、「放課後児童健全育成事業の開始等の届出の受理等に関すること」につきまして、すでに規定しております「放課後児童健全育成事業に関すること」に統合するため、削除するものでございます。

次に、保育幼稚園課の分掌事務では、保育園を保育所、公立保育園を門真市立保育所、幼稚園を門真市立幼稚園に変更するものでございます。

なお、附則といたしまして、本規則の施行日を27年4月1日とし、経過措置として、現在の教育長が委員としての任期を満了するまでの間は改正前の規定は、なおその効力を有するとしており

ます。

[全委員異議なく、可決]

日程第13

議案第19号 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市  
教育委員会規則の一部改正について

説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに設置する等の附属機関の委員の人数や任期を定める等、所要の改正を行うものでございます。

議案書42ページからをご覧ください。

別表に定める附属機関の内容についてであります。まず、「門真市教育委員会点検・評価検討委員会」につきましては、26年度からこども未来部が教育委員会に新たに設置されたことに伴い、新たに委員に加えるため、委員の定数を15人以内から22人以内にするものでございます。

次に、「門真市幼児教育振興検討委員会」につきましては、学校教育部学校教育課からこども未来部保育幼稚園課に移管されたことにより庶務担当機関を変更するものでございます。

次に、「(仮称)門真市立総合体育館設計業務委託事業者選定委員会」及び「門真市民文化会館大規模改修計画策定業務委託事業者選定委員会」につきましては、担任する事務の役割を満了したため、削除するものでございます。

次に、門真市教育振興基本計画を策定するために、「門真市教育振興基本計画策定委員会」を、また(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計に係る委託事業者を選定するために、「(仮称)門真市立生涯学習複合施設設計業務委託事業者選定委員会」を新たに設置し、それぞれの附属機関の必要事項を定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、本規則は27年4月1日から施行するものでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第14

議案第20号 門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正  
について

説明者 森田保育幼稚園課長

議案書44ページをご覧ください。本議案は、子ども・子育て支援法の施行による門真市立幼稚園条例の改正にあわせて、関係規則の文言を変更する必要があることから、門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正するものでございます。

具体の改正内容でございますが、45ページをご覧ください。

第18条の改正は、これまでの保育料を利用者負担に文言修正するものです。

なお、附則といたしまして、本規則の施行日は、27年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第15

議案第21号 門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の  
指定に関する規則の廃止について

説明者 西岡教育総務課長

議案書47ページをご覧ください。

27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、「委員長職務代理者」から「教育長職務代理者」に改正され、新制度では、「教育長の職務代理者」は、「教育委員」となることから、「門真市教育委員会教育長の職務を行う事務局の職員の指定に関する規則」を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、本規則の施行日を27年4月1日とし、経過措置として、現在の教育長が委員としての任期を満了するまでの間は改正前の規定は、なおその効力を有するとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第16

議案第22号 門真市教育委員会文書管理規程の一部改正について  
説明者 西岡教育総務課長

議案書49ページをご覧ください。

本件につきましては、27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、教育委員長の位置づけがなくなることから、第8条の「委員長名」を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、本規程の施行日を27年4月1日とし、経過措置として、現在の教育長が委員としての任期を満了するまでの間は改正前の規定は、なおその効力を有するとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第17

議案第23号 門真市立図書館協議会委員の任命について  
説明者 西中図書館長

議案書50ページからでございます。

(仮称)市立生涯学習複合施設における図書館の機能・運営に対する提言を図書館協議会からいただくにあたり、現委員に加え木下みゆき氏を、同協議会委員として門真市立図書館協議会条例第2条の基準に基づき任命するものでございます。

木下氏はドーンセンター（大阪府立男女共同参画青少年センター）の女性情報専門図書館「情報ライブラリー」の開設当初から携わり、情報ライブラリーに関する第一人者として図書館学の研究を続けておられます。また、本市においては、門真市社会教育委員及び男女共同参画審議会委員を務めていただいております。

なお、任命期間といたしましては、27年4月1日から29年3月31日までとするものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第18

議案第24号 平成27年度門真市教育の重点について

説明者 藤井学校教育部長

別添の「門真市教育の重点」案をご覧ください。

26年度との変更点を中心に内容を説明させていただきます。

まず1ページの「はじめに」をご覧ください。

変更点は大きく2点ございます。1点目は3段落目に門真市教育振興基本計画策定委員会を設置し、今後の本市の教育の中長期的計画となる教育振興基本計画を策定することを記載しております。次に2点目は、4段落目に26年度にとりまとめた門真市開発的生徒指導の各学校への普及啓発を記載しております。加えて、末尾には本重点の内容を踏まえた教育計画の策定と組織的な学校運営について各学校に依頼しているところです。

続きまして、3ページをご覧ください。27年度門真市教育委員会の重点施策でございますが、冒頭に教育振興基本計画の項目を追加しております。次に4ページの末尾には、子ども読書活動の推進について記載しております。

5ページをご覧ください。学校教育にかかる全般的事項について記載しており、26年度に引き続きまして、授業改善、家庭学習改善、生徒指導改善、学校組織改善の4本を柱として事業を展開して参ります。特に生徒指導改善につきましては、門真市生徒指導あり方懇談会の取りまとめを基準としながら本市生徒指導を子どもの自己実現を目的としたものへの転換すべく取り組みます。また、確かな学力については、引き続き市独自の35人学級を実施することを記載しております。

具体的には8ページ以降をご覧ください。

まず、確かな学力についてでございます。子ども主体の授業づくりについては、小学校の学力向上支援員を9名から6名削減。これは、学校における研究体制づくりの支援という目的が一定達成できたことと、優秀な人材の確保後困難であることによるものです。

次に、英語力向上では、次期学習指導要領の改訂を視野に入れた小中の接続を重視した取り組みを進めてまいります。

9ページの少人数指導・少人数学級の推進につきましては、昨年に引き続き小学校5、6年生で5人、中学1年生で4人の市費任期付教員を配置し市費35人学級を実施します。

続いて、家庭学習の推進については、全国学習塾協会の協力を

得て、門真市版の塾「kadoma ドリカム」を開設し学ぶ意欲と能力が高いにもかかわらず、家庭の事情によって塾等の学習機会を持ち得ない中学校3年生に対して、学ぶ機会を提供しようとするものです。学力形成だけを目的としてもではなく、門真の公立学校を卒業し、大企業や専門職として、またNPO等で貢献しておられる人材や大学生のお話を聞くような機会も設ける予定です。

10ページ「読書活動の推進」につきましては学校図書館司書を1名増員し配置校を2校増やします。

11ページ「学校組織の改善」につきましては、この間、体罰、不適切な校内人事、加配教員活用上の課題等、コンプライアンス上の問題が生起しておるところから、この機会に、校長の権限と責任による学校運営の適正化を一層はかるため、27年度も分掌組織の各責任者の明確化、企画会議の効果的運用、教務主任の活用をはかります。

13ページです。授業研究の推進について、小学校5年で実施していた学習到達度調査を小学2年から4年までに拡充します。ただし、前回教育委員会のご議論を踏まえて、実施年度については、次年度見直しを行います。

続いて14ページの体罰の根絶につきましては、児童生徒への受容と共感をベースにした開発的生徒指導への転換を図る中で、体罰の根絶に努めることを記載しております。

15ページでは、開発的生徒指導の推進の項目で、開発的生徒指導の目的を児童生徒の自己実現とし、そのために子どもの力を引き出す支援を行うことを記載しております。

続いて16ページの「いじめの解消」では、「門真市いじめ基本方針」の作成を行うこととしております。

18ページの在日外国人教育（国際理解教育の推進）では「門真市在日外国人教育基本方針」の改定を行うことを記載しております。

次に20ページの「学校給食の充実」の項では、食物アレルギー除去食対応マニュアルを、学校の意見を聞きながら現在改定準備を進めております。また、給食棟改修では三中、四中の建て替えと、古川橋小での実施設計を予定しております。

学校施設大規模改造の推進につきましては、第五中学校の大規模改造第2期工事、沖小学校大規模改造第1期工事と門真小学校の旧校舎撤去及びプールの建替の実施設計を行います。

以上で学校教育部所管の平成27年度教育の重点のご説明といたします。

説明者 柴田生涯学習部長

26年度から、生涯学習部門につきましては、学校教育とかかわりの深い事業や施策の方向性のみをお示しすることとなりました。

21ページ以降にまとめておりますのでご覧ください。

内容といたしましては、大きな2つの柱として学習ネットワークの強化と、学習支援の推進を掲げております。

1点目の学習ネットワークの強化につきましては、まず、「学校・家庭・地域等との連携・協働」という視点からPTAや地域との連携や、学校支援地域本部事業の推進企業・大学あるいは市民公益団体との協働による理科講座や子ども英会話講座、中学生英語プレゼンテーションコンテストの継続などを掲げております。

続いて、「生涯学習推進体制の強化」につきましては、今委員会に上程の、議案第22号の生涯学習推進基本計画につきましては、策定後は、これに基づき粛々と施策展開を図ることとしておりますが、その実施に向けた体制づくりや、第2次門真市子ども読書活動推進計画の策定着手について述べております。

2点目の学習支援の推進につきましては、「家庭・地域教育、青少年健全育成の推進」という視点で25年度から開始の家庭教育支援（つながるハート）事業や、サタスタ、学び舎の継続実施ほか、キッズサポーターの組織化や青少年に関する見守り活動などを進めてまいりたいと考えております。

説明者 河合こども未来部長

続きまして、こども未来部所管に関わる項目につきまして、私より、ご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

まず、「幼児期の教育・保育」におきましては、「豊かな教育・保育の内容づくり」として、27年度より、本市のめざすべき就学前教育・保育の総合的な指針となる、「共通カリキュラム」の作成に着手いたします。

次に、「豊かな教育・保育の環境づくり」として、27年度より、保育幼稚園課の窓口に、就学前の教育・保育、また、各種子育て支援サービスのコンシェルジュとなる「子ども・子育てサービス

相談員」を配置し、適切な情報提供、また、相談・助言等を行うことにより、利用者の状況に最も適したサービスの選択を行うことができる環境を整えてまいります。

7ページをご覧ください。

最後に、「公立認定こども園の整備」として、南幼稚園及び南保育園の老朽化による建替えを契機とした整備に向け、本市にふさわしい就学前教育・保育の一体的な提供を行うための施設となる、(仮称)南認定こども園の設計業務に着手いたします。

今後、30年4月の開設に向け、保育園・幼稚園の現場職員の意見も踏まえつつ、施設レイアウト等の検討を行ってまいります。

以上が、こども未来部所管分となります。

桜井委員： はじめにのところで、門真市教育振興基本計画策定委員会を設置してありますけれども、門真市教育振興基本計画に関して、教育委員の意見をどのように反映させますか。

西岡教育総務課長： 教育委員のご意見ですが、作成する段階でご意見を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

桜井委員： ありがとうございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第19

議案第25号 平成27年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について

説明者 岩佐学校教育課参事

議案書55ページからをご覧ください。

27年に実施する小中学校教職員研修につきましては、門真市教育の重点に基づいた3点を柱とし、力のある教職員の育成を図りたいと考えております。

まず1点目に、教職員のキャリアステージに応じた研修として、それぞれの期に必要な資質を育成する研修を提供します。それぞれのキャリアステージにつきましては、56ページをご覧ください。初任者から4年を初任者基礎期、5年から9年を基礎充実期、10



年から19年をミドルリーダー期、20年からをリーダー期としております。

次に、授業改善を中心に門真市の教育課題に対応した研修として、子ども主体の授業づくり、開発的生徒指導、学校組織の改善に関する研修を実施します。

3点目は、校内研修支援でございます。各学校における校内研修の活性化を図るため、指導主事やスクールアドバイザー等による研修支援を行います。

56ページは、研修方針を系統図としてお示したものでございます。これらのうち、法定研修である初任者研修、10年経験者研修は必修研修、その他に関しましては、受講希望者を募って実施する予定でございます。

磯和委員： この研修の基本方針は27年度という単年度版になるのですか。毎年毎年ありましたか。

岩佐学校教育課参事： 26年度も策定いたしました。

磯和委員： 毎年単年度として作るということですが、こういうシステムチックなものを作るとすれば、ある程度長期間通用するように作らないと毎年毎年、今年はこちら、今年はこちらとするより、もう少し長いスパンで、変えずにしたほうが、分かりやすいと思います。

岩佐学校教育課参事： 磯和委員のご指摘のとおりと考えておまして、それにつきましては、27年度教育振興基本計画にも盛り込んでいく必要があると思っております。

磯和委員： はい、分かりました。

桜井委員： 毎年、新しい研修をするということで、先生方が慣れてしまったら、聞いてくれないから、新しい研修プログラムを入れていくと聞いていますが、それは危ういなと思っていて、また、今回は具体的にアンダーコントロールを入れるということを聞いて、ますます困ったなと思っていました。

アンダーコントロールは体罰をする教員が体罰をしないようにと使われるのですが、とにかく腹が立ったり、怒ったりするのに

は訳があって、訳が消し去られてしまう自己責任モデルになりがちだと言われていました。

だから、全部外部委託にするのではなくて、問題点が持ち込まれないように、怒りが治まらないだけではなくて、何か困ったことがあった時、教職員が表現することを奪ってしまわないような研修にしなければならないなと思います。

研修の内容は、緊急やむなしではないので、教育委員も仲間に入れて考えさせてもらえたらありがたいので、慌てて1か月で作ってしまわないで、27年度は一緒に参加させてもらえれば良いと思います。次のセンター長に引き継いでいただければありがたいです。

岩佐学校教育課参事： 今、桜井委員におっしゃっていただいたように教育委員の意見も参考にさせていただきながら、次の研修方針を考えていくように次のセンター長にしっかりと引き継いでまいりたいと思います。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第20

議案第26号 門真市子ども・子育て支援事業計画の策定について  
説明者 森こども政策課参事

4月からの「子ども・子育て支援新制度の開始」及び「門真市次世代育成支援行動計画の計画期間満了」に伴い、今後の本市における子ども・子育て支援に関する施策の方向性を位置づけるため、「門真市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものでございます。

計画の策定にあたりましては、25年9月以降、合計11回にわたり「子ども・子育て会議」でご審議いただくとともに、庁内策定委員会等において議論してまいりました。また、議案書58ページのとおり、27年1月27日から2月16日に、実施いたしました、本計画（素案）に対するパブリックコメントにおいて、2件のご意見をいただき、そのご意見に対する市の考えをまとめております。

次に、議案書60ページをご覧ください。これまでの、「門真市子ども・子育て会議」での議論を踏まえ、2月25日付けで、合田委員長より、答申書をいただいておりますので、読み上げさせてい

たきます。

平成27年2月25日、門真市教育委員会様、門真市子ども・子育て会議委員長合田誠、門真市子ども・子育て支援事業計画について（答申）。

平成25年9月2日付け門健福第443号にて諮問された標記計画（案）の策定及び当該計画の推進に係る事項について、当会議を計11回開催し慎重に審議を重ねた結果、本計画案を適当と判断し、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議過程において委員より述べられた意見や要望等を踏まえた下記の事項について、十分配慮した上で計画に示される施策について着実に実行されることを要望します。

記、1「子どもの最善の利益」の実現について、計画の根幹ともなる「子ども・子育て支援新制度」の実施に当たっては、保護者への「子育て」支援の視点のみならず、新制度の主役である「子ども」の育ちを最優先し、「子どもの最善の利益」の実現に向け、子どもの視点に立った各施策の推進に取り組まれない。

2 質の高い教育・保育の提供について、「子ども・子育て支援新制度」での柱としても掲げられている「質の高い教育・保育」を確保するため、各成長段階に応じた必要な教育・保育となるよう適切な提供に努められるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園等、施設及び事業の形態によって教育・保育内容に差が生じないように実施されたい。

また、当会議において審議を行った「門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、「門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の運用に当たっては、教育・保育の質の低下を招かないよう適切な運用を実施されたい。

3 認定こども園への移行について、保護者の幅広いニーズに対応するため、認定こども園への移行の促進に努められるとともに、とりわけ公立園においては、公立の担う役割として率先して移行に努められたい。

4 保護者の多様な就労形態等への対応について、本計画は、保護者の就労の有無を問わず、すべての保護者を対象としていることから、支援に当たっては、保護者の就労の有無や就労時間帯により支援に差が生じないように平等性の確保に努められたい。

5 利用者負担について、教育・保育施設等の利用者負担額につ

いては、国の仮単価の段階での検討であったため、新制度施行後は見直しについて検討が必要であると考え。とりわけ2号及び3号認定（保育認定）に係る利用者負担額については、国基準に対する利用者負担額の状況、1号認定（教育標準時間認定）との均衡、また近隣市の状況などを踏まえつつ検討されたい。

6 制度の周知について、「子ども・子育て支援新制度」の制度内容が非常に複雑であるため、当事者である保護者や事業者に対して、新制度施行後も引き続き周知を行うよう努められたい。

7 企業や地域との連携について、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の就労支援の実施に当たっては、企業との連携が不可欠であるため、先行的な取組等について企業への周知に努めた上で、効果的な施策の推進に努められたい。

また、地域における子ども・子育て支援の重要性も高いことから、行政と地域との連携を強化した上で計画を推進されたい。

8 教育委員会が一体となった施策の推進について、各施策の連続性を確保するため、就学前後の教育や子どもの育ちを途切れさせないための切れ目のない教育の推進や、放課後の児童の居場所となる放課後児童クラブの運営に当たっては、学校現場も含め教育委員会が一体となって推進に努められたい。

9 計画の進行管理について、計画の推進に当たっては、定期的に進捗状況を把握したうえで、保護者のニーズや実態に即した施策展開を実施されたい。とりわけ、数値目標を掲げている事業等については進行管理を徹底し、実情に即した計画の見直しも視野に入れた実効性のある計画となるよう努められたい。

以上でございます。

それでは、「門真市子ども・子育て支援事業計画」の概要について、ご説明いたします。

別添資料「門真市子ども・子育て支援事業計画」（案）をご覧ください。

表紙を1枚めくっていただきまして、はじめに 教育長のことばとして、これまでの経過と策定意義、お礼を掲載しております。

次に、目次をご覧ください。

目次には、第1章から第6章までの構成で、計画の全体について記載しております。

1 ページから7 ページまでが、第1章となっております。計画策定の背景や趣旨、計画策定体制等を記載しております。

続きまして、9ページから40ページが、第2章となっております。

子ども・子育てを取り巻く現状と課題として、人口動態等の現状や各事業の利用状況、ニーズ調査等の結果を記載しております。

続きまして、41ページから46ページまでが、第3章となっております。

計画の基本的な考え方として、基本理念や基本的な視点、基本目標、重点施策、施策体系などについて記載しております。

基本理念につきましては、42ページに記載しております。

こどもの未来を重点的に捉え、門真市で育つ子どもの未来が輝かしいものとなるよう、何よりも子どもたち自身が将来への明るい希望を持って笑顔で育つことができるよう、地域も含めて市全体で子どもの育ちや子育てを支援していくという理念のもと「あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま」を基本理念として掲げました。

基本的な視点につきましては、43ページに記載しております。「子どもの育ちの視点」「家庭での子育ての視点」「地域での支え合いの視点」を3つの視点としております。

施策の体系につきましては、46ページに記載しております。

施策の体系は、計画の構成を図式化して示しております。左から右に行くほど内容が細分化されてまいります。3つの視点、それに基づく基本目標、その基本目標を達成するための施策を基本施策として位置づけております。

続きまして、47ページから69ページまでが、第4章でございます。施策の体系に基づきまして、第4章を構成しております。基本施策ごとに、現状と課題、施策の方向性を記載し、その後には主な取り組みとして個別施策とその取り組み内容を記載しております。

基本目標1は、子ども自身に関する取り組みとして記載しております。

48ページからの幼児期の教育・保育の提供では、生涯にわたる人格形成の基盤となる乳幼児期において、適切な教育や保育を受けることができるように、「総合的な幼児教育・保育の提供」「施設的环境整備」「認定こども園の普及」「公立施設のあり方の検討」などを主な取り組みとして記載しております。

50ページに就学前教育・保育施設及び小学校間の連携として、

「小学校との連携強化」「就学前教育・保育カリキュラムの作成」を記載しております。

51ページに子どもの教育環境の充実として、「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」をバランスよく育む教育環境の整備とともに、本市の特長を生かす教育の推進について主な取り組みを記載しております。

53ページの放課後の子どもの居場所づくりでは、保護者の多様な就労形態やニーズに対応し、放課後の遊びと生活の場を確保するための取り組みを記載しております。

54ページに障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援として、乳幼児健診、こども発達支援センターなど様々な関係機関の連携を図り、総合的に支援を行う体制づくりに向けての取り組みを記載しております。

56ページに子どもが安全・安心に過ごせるまちづくりについて記載しております。

基本目標2は、家庭での子育てを支援する取り組みとして記載しております。

57ページから多様な子育て支援サービスの環境整備、59ページから母子保健・医療の充実、61ページに子育ての悩みや不安への対応、62ページに子育て家庭への経済的支援、63ページにひとり親家庭への自立支援の推進、64ページから子育てと仕事の両立のための環境整備について記載しております。

基本目標3は、地域で子育てを見守り、支える取り組みとして記載しております。66ページに子どもの安全を地域で見守るまちづくり、67ページに児童虐待への対応、68ページから地域で支える子育て支援について記載しております。

続きまして、71ページ以降の第5章には、量の見込みと確保方策について記載しております。門真市では2区域を教育・保育提供区域と設定し、ニーズ調査結果に基づいた需要分析を行い量の見込みと確保方策を設定いたしました。

72ページから74ページに、各事業の区域設定について記載しており、75ページから97ページにそれぞれの事業ごとの量の見込みと確保方策を記載しております。

次に、99ページからの第6章に計画の推進として、計画策定後の進行状況の点検・評価、国・府等との連携などを記載しております。

最後に103ページ以降に、資料編を掲載しております。

104ページから1 門真市子ども・子育て支援事業計画策定の経過、107ページに2 門真市附属機関に関する条例【抜粋】、108ページから3 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則【抜粋】、110ページから、4 (仮称) 門真市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱、113ページに、5 門真市子ども・子育て会議委員名簿114ページから、6 諮問書、答申書、118ページから7 用語解説 (50音順) を記載しております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第21

### 諸報告

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

説明者 西岡教育総務課長

本案件は、平成27年門真市議会第1回定例会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、総務部所管で主に教育委員等の給与や報酬等の所要の規定整備が行われたので、ご報告するものでございます。

諸報告資料1ページからをご覧ください。

まず、第1条の門真市教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正につきましては、本条例第2条第1号の委員長の報酬及び第6条の教育長と教育委員との報酬の重複を停止することについて削除されております。

次に、第2条の特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、新教育長が特別職となることから、本条例の題名を「特別職の職員の退職手当に関する条例」に改められております。

次に、第3条の門真市特別職報酬等審議会条例の一部改正につ

きましては、門真市特別職報酬等審議会の所掌事項についての規定であります本条例第2条中に「教育長」を追加されております。

次に、第4条の門真市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、本条例附則第8項中、「特別職等の職員の退職手当に関する条例」を「特別職の職員の退職手当に関する条例」に改められております。

次に、第5条の門真市教育委員会の教育長の給与及び旅費条例の一部改正につきましては、本条例の題名を「門真市教育委員会の教育長の給与等に関する条例」に改めるとともに、本条例の趣旨を規定する第1条中に、教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例について追加し、引用法律及び引用条項の整備を行い、あわせて本条例第6条に勤務時間等、第7条に職務に専念する義務の免除についての規定の追加及び附則第4項中、「特別職等の職員の退職手当に関する条例」を「特別職の職員の退職手当に関する条例」に改められております。

次に、第6条の門真市職員の厚生制度に関する条例の一部改正につきましては、本条例第2条中、「門真市教育委員会の教育長の給与及び旅費条例」を「門真市教育委員会の教育長の給与等に関する条例」に改められております。

最後に、第7条の市長等の退職手当の支給額の特例に関する条例の一部改正につきましては、本条例第2条中、「特別職等の職員の退職手当に関する条例」を「特別職の職員の退職手当に関する条例」に改められております。

なお、附則といたしまして、本条例の施行期日を27年4月1日とし、経過措置として、現在の教育長が委員としての任期を満了するまでの間は改正前の各規定は、なおその効力を有することとされたものです。

番号2 平成26年度末・27年度当初における教職員人事異動の概要について

説明者 成田学校教育課参事

平成26年度末・27年度当初における教職員人事の概要につきまして、27年3月27日現在の状況からご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。



まず、小学校についてであります。

児童数でございますが、昨年より277名減となっております。学級数の総数については通常学級が6クラス減ですが、支援学級が2クラス増になっており、全体で4クラスの減でございます。教員数は基本定数は昨年から3名減、加配が3名減で、全体で6名減となっております。

加配関係の内訳ですが、少人数指導加配、児童生徒支援加配、日本語指導加配、外国人対応加配、通級指導については、昨年と同数となっております。

その他の加配については、小2の35人学級加配については1名減、初任者指導加配は、沖小、速見小についております。

日本人学校については、引き続き北京日本人学校へ1名派遣されております。

次に、小学校の転入についてであります。

新規採用教員については、大阪府教育委員会より18名の配当がありました。

管理職の再任用につきましては、更新で速見小へ1名、新規として北巣本小へ配置いたしました。

管理職広域異動により、校長が枚方市より2名、教頭が寝屋川市より1名転入しております。

教員の市外からの転入については、枚方市よりチャレンジ人事交流が1名、守口市よりチャレンジ人事交流戻り1名ございます。

また、吹田市より1名の転入でございます。

再任用につきましては、実人数は15名、定数として13名配置いたします。よって転入教員の合計は45名でございます。

次に転出でございます。

管理職退職として校長3名、教諭の退職は29名でございます。教諭の退職内訳は、定年が11名、勸奨が1名、普通が6名、再任用11名でございます。定数内の講師の退職が23名となっております。

また、管理職の広域異動により教頭2名が転出、市籍割愛として教頭から1名、教諭から3名、養護教諭から1名を指導主事及び研究員として登用いたします。

市外への転出については、池田市、茨木市、高槻市、堺市、田尻町へ各1名、豊中市、吹田市、八尾市へ各2名ずつ、府立支援学校へ1名異動します。

よって転出教員の合計は77名でございます。

最終的には、小学校では24名の欠員が生じ、定数内講師の採用予定しております。

6ページをご覧ください。中学校についてであります。

生徒数は、昨年度より188名減少しており、通常学級で7クラス減であります。支援学級が6クラス増になったことにより、学級数全体では1クラスの増となっております。

教員数は基本定数で1名減、加配増減0により、総数では1名減となっております。

加配関係の内訳ですが、少人数指導については1名減、児童生徒支援加配、日本語指導加配、スクールエンパワメント加配、表ではSEで表されています。通級指導加配、専科加配、初任者指導加配は昨年と同数であります。

また、プサン日本人学校へ新たに1名派遣、シカゴの日本人学校から1名戻ってまいります。

次に、転入についてでございます。

新規採用教員は、府教育委員会より9名の配当がございました。市籍割愛の指導主事2名を教頭として配置いたします。

小学校の教頭1名を中学校の教頭として任用します。府立支援学校、泉南市から2名の転入がございました。

また、再任用教員については実数として8名、定数として6名配置いたします。よって転入教員の合計は22名でございます。

次に、転出でございます。管理職退職は校長1名、教頭1名でございます。教諭の退職は、20名でございます。内訳といたしましては、定年が2名、普通5名、勸奨4名、再任用の退職が9名でございます。定数内講師の退職は27名でございます。

市籍割愛により教諭から1名を研究員として登用します。

市外への転出は茨木市、摂津市へ1名ずつ異動いたします。

よって転出教員の合計は53名でございます。

最終的には、中学校では29名の欠員が生じ、定数内講師を採用予定しております。なお、定数内講師の教科の内訳は別表の通りでございます。

7ページをご覧ください。その他の職種についてであります。養護教諭についてでございます。

課題対応加配が引き続き1名配置されます。昨年度までは門真みらい小学校でありましたが、27年度は門真はすはな中学校に配

置いたします。1名を指導主事として市籍割愛いたします。

事務職員についてでございます。

退職につきましては、2名の退職がありました。

加配についてございますが、要準加配として小学校で8名、中学校で3名配置しております。事務の強化対応加配については古川橋小に継続についております。事務複数配置として2名、再任用は2名でございます。

総数といたしまして、25年度37名より3名減の34名の配置でございます。定数の欠員の7名については、臨時主事を配置いたします。

栄養教諭につきましては、児童・生徒数の減少により、定数10名のところ1名減の8名、実数は1名減の9名となります。

続きまして、被辞令交付者につきましては、小学校では90名、中学校では39名になっております。

最後に、長期滞留者の異動につきましては、産休・育児休業者を除いては、全員異動となっております。

### 番号3 「第4回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について

説明者 牧菌生涯学習課長

諸報告資料の8ページをご覧ください。

2月22日、日曜日にルミエールホール小ホールにおきまして、第4回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテストを245名の来場者を迎えて開催いたしました。

26年7月から9月にかけてプレゼンテーションコンテスト参加希望者を募集しましたところ、市在住の377名の中学1、2年生から応募がありました。

提出された応募用紙により書類審査による一次審査を48名が、日本語と英語による二次審査の面接を18名がそれぞれ通過しました。

その後1名が辞退し、17名の生徒がコンテスト当日まで、関西外国語大学の教員及び大学生、そして、市内中学校の英語教員の協力を得まして、25年より回数を1回増やし、4回の事前研修を行いました。

事前研修により、生徒たちは外大の皆さんや、英語教員の丁寧な指導により、落ち着いてプレゼンテーションに臨むことができたのではないかと考えております。

また、今回は初めての試みとして、中学生海外派遣研修の派遣校であるチャールズキャンベルカレッジ校とインターネット回線を通じて交流を行いました。

審査中には26年の第3回海外研修に参加した代表2名が、オーストラリアでの自らの経験を英語でプレゼンテーションを行うとともに、門真市子ども英会話講座KEIKの小学4年生から6年生の約50名による英語の歌の披露など、コンテストに華を添えていただきました。

#### 番号4 市立公民館まつりについて

説明者 牧菌生涯学習課長

諸報告資料の9ページから10ページをご覧ください。

公民館まつりは、3月13日、金曜日から15日、日曜日までの3日間、市立公民館で開催されました。

初日はダンスパーティーを開催し、延べ65の方が参加しました。

2日目は、公民館で活動されている4つのカラオケサークルによる恒例のカラオケ大会が開催され、日ごろ鍛えた歌唱の発表の場となりました。

また同日に、絵手紙や書道、手工芸など作品の展示が行われました。

3日目は、舞台発表、展示発表を行い、舞台発表においては24のサークルが発表し、幼児から大人まで幅広い年齢の方が出演され、一年間の活動の成果の場としていきいきと発表されてきました。

展示発表においても、さまざまなジャンルの素晴らしい作品が並び、展示の仕方の工夫にもこだわった華やかな会場となりました。

なお、3日間の参加者数は、昨年を上回る延べ1,800名となりました。

番号5 市立文化会館ふれあいまつりについて

説明者 牧藪生涯学習課長

諸報告資料の11ページから12ページをご覧ください。

ふれあいまつりは、3月7日、土曜日と8日、日曜日にかけて門真市立文化会館で開催されました。

文化会館で活動されているサークルの一日体験教室として、初日はエアロビクスや社交ダンス、折り紙、百人一首などが、2日目には三味線や歌謡教室などが行われました。

文化会館の事業として、遊びの広場が設けられ、子どもたちが、バルーンアートや昔遊び、紙工作などの懐かしいあそびを体験いたしました。

また、実行委員会とサークルの主催による喫茶コーナー「ふれあい亭」が設けられ、大変賑わい、いこいの場となりました。

2日間で25サークルによる書道や絵画、写真、篆刻、手編みや洋裁作品などの展示があり、18サークルがホールで舞台発表を行い、1年間の活動の成果として素晴らしい場となりました。

初日は雨のため、来館者が鈍りましたが、2日目は好天に恵まれ前日より増えたものの、2日間で26年を少し下回る3,354人の来館者数となりました。

—すべての報告が終了—

長澤委員長

閉会宣言 午後3時38分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 磯和 均